

議案第 4 7 号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町手数料条例の一部を改正する条例

大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。))」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(徴収の時期等) 第4条 略 2 略 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u> (2) 略	(徴収の時期等) 第4条 略 2 略 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。） (2) 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行により、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の交付が開始されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で個人番号カードを使用して住民票の写し等を交付する場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす規定に関し、特定在留カード等を使用した場合も同様とみなすよう改正するものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。